

《Labor Communication 2018・10》

8月18日、予定日ぴったりに長女を出産しました。産まれてすぐ我が子を見た時は、「無事に産まれてきて良かった。」とほっとしたと同時に「二度と産みたくない！」という思いでした。そんな思いをしたのに、1か月後には「もう一人欲しい」と思っている自分に驚きです。日々成長している子どもを見てみると、一瞬一瞬が大切だなと思います。授乳も、夜泣きもオムツもそのうち終わる。成長と共に終わっていく動きをじっくり目と心に焼き付けておこうと思います。大人になると、だいたい日々の過ごし方は一緒。でも、昨日と今日は違う。大人の今も、今日を味わいながら生きていきたいな。と育児をしながら思いました。（佐々木香里）

**働き方改革
の取り組み**

★働き方改革に関する今後の取り組みについて！

来年4月1日から働き方改革関連法の施行が予定されています。それに伴い、企業の取り組み状況について発表されました。働き方改革に「取り組んでいる」と回答した企業は37.5%、「現在は取り組んでいないが、今後取り組む予定」が25.6%となっており、約6割超の企業が働き方改革の取り組みに前向きなことが分かります。

【取り組む内容上位10項目】

- ・休日取得の推進 41.9%
- ・人材育成 34.9%
- ・業務の合理化や効率化のためのIT、機器、システムの導入 27.2%
- ・勤務時間・制度の多様化 27.0%
- ・業務の集約化やプロセスの見直し・改善 25.9%
- ・福利厚生制度の充実 24.4%
- ・長時間労働の是正 37.9%
- ・人事評価制度・賃金制度の変更、改善 32.2%
- ・多様な人材の採用・登用 26.2%
- ・定年の延長・廃止、継続雇用制度の導入 25.8%

取り組む目的としては、「従業員のモチベーション向上（25.6%）」や「人材の定着（19.8%）」、「生産性の向上（15.9%）」が挙げられます。働き方改革関連法の施行まであと半年です。まだまだ時間はあるように思いますが、施行日に慌てないで良いように、来年4月に向けて準備を進めていきましょう。

**健康保険被扶養者
添付書類について**

★平成30年10月1日より、「健康保険被扶養者（異動）届」の添付書類が変更になります！

被扶養者の届出をする際、添付書類に戸籍謄本（戸籍抄本）又は住民票の添付が必要になりました。ただし、被保険者と被扶養者のマイナンバーを届書に記載することによって添付の省略ができます。また、別居する家族を被扶養者にする場合は、仕送りの事実が確認できる書類（振込の預金通帳コピー又は現金書留の控えコピー）の提出が必要となります。被扶養者の収入制限（130万円未満/180万円未満）に変更はありません。



**年末調整の時期が
近づいてきました**

★平成31年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書のダウンロード開始！

今年も年末調整の時期が近づいてきました。国税庁のホームページで「平成31年分の扶養控除等（異動）申告書」が公開されました。「保険料控除申告書・配偶者控除等申告書」は既に公開されていますので、早めのご準備を！

あすは社労士事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満 2-6-8 堂島ビルディング 814
電話.06-6948-5252 FAX.06-6948-5253

社会保険労務士 佐々木 香里 社会保険労務士 小野山 英男 特定社会保険労務士 小野山 真由美

〇〇の秋！今年は何の秋にしますか？